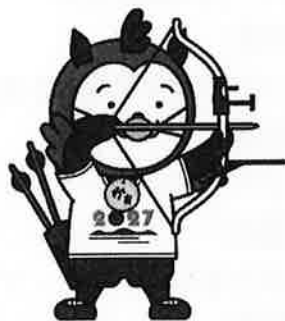


日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会

第1回臨時総会



アーチェリー



健幸増進グラウンド・ゴルフ

書 面 開 催

紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会第1回臨時総会次第

[報告事項]

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会委員・役員の変更について・・・P1

[審議事項概要]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2～6

[審議事項]

《総務企画専門委員会》

【第1回総務企画専門委員会 協議事項(1)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町町民協働基本計画・・・・・・・・P7

【第1回総務企画専門委員会 協議事項(2)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町広報基本計画・・・・・・・・P8～9

【第1回総務企画専門委員会 協議事項(3)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町歓迎接伴基本計画・・・・・・・・P10

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(1)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町運営ボランティア募集要項・・・・・・・・P11～13

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(2)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町運営ボランティア募集方針・・・・・・・・P14～16

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(3)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町歓迎・おもてなし実施要項・・・・・・・・P17

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(4)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町案内所・休憩所設置運営要項・・・・・・・・P18～19

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(5)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町売店設置運営要項・・・・・・・・P20～34

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(6)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町協賛取扱要項・・・・・・・・P35～39

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(7)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町遺失物及び拾得物取扱要項・・・・・・・・P40～55

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(8)】

日本のひなた宮崎国スポ高原町保険加入要項・・・・・・・・P56～57

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(9)】

日本のひなた宮崎国スポ高原町識別用品整備要項・・・・・・・・P58～59

《競技式典専門委員会》

【第1回競技式典専門委員会 協議事項(1)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町競技運営基本計画・・・・・・・・P60

【第1回競技式典専門委員会 協議事項(2)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町施設整備基本計画・・・・・・・・P61

【第1回競技式典専門委員会 協議事項(3)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町式典基本計画・・・・・・・・P62

【第1回競技式典専門委員会 協議事項(4)・第2回競技式典専門委員会 協議事項(1)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町リハーサル大会開催基本計画・・・・・・・・・・P63～64

【第2回競技式典専門委員会 協議事項(2)】

日本のひなた宮崎国スポ高原町式典実施要項・・・・・・・・・・P65

《宿泊衛生専門委員会》

【第1回宿泊衛生専門委員会 協議事項(1)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町宿泊基本計画・・・・・・・・・・P66

【第1回宿泊衛生専門委員会 協議事項(2)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町医事衛生基本計画・・・・・・・・・・P67

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(1)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町医療救護対策要項・・・・・・・・・・P68

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(2)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町感染症（防疫）対策要項・・・・・・・・・・P69

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(3)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町食品衛生対策要項・・・・・・・・・・P70～71

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(4)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町弁当調製施設募集要領・・・・・・・・・・P72～74

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(5)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町弁当調達実施要項・・・・・・・・・・P75～76

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(6)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町弁当調製施設選定基準・・・・・・・・・・P77～78

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(7)】

日本のひなた宮崎国スポ高原町環境衛生対策要項・・・・・・・・・・P79～80

《輸送交通専門部会》

【第1回輸送交通専門委員会 協議事項(1)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町輸送・交通基本計画・・・・・・・・・・P81～82

【第1回輸送交通専門委員会 協議事項(2)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町警備・消防防災基本計画・・・・・・・・・・P83

【第2回輸送交通専門委員会 協議事項(1)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町警備・消防防災業務実施要項・・・・・・・・・・P84～86

【第2回輸送交通専門委員会 協議事項(2)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町輸送・交通業務実施要項・・・・・・・・・・P87～90

【参考資料】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会会則

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会専門委員会規程

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会委員・役員の変更について

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会会則第8条第3項に基づき、第2回総会以降の日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会委員・役員の変更について、次のとおり報告します。

【委員・役員】

役職	所属機関・団体	所属役職	新任者	前任者
会長	高原町	町長	丸山 裕次郎	高妻 経信
副会長	高原町	副町長	池田 善明	—
委員	小林警察署	署長	末永 正	松田 智視 (高原駐在所長)

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会第1回臨時総会審議事項概要

1 期日・場所

・書面開催

2 総会における審議事項

[審議事項]

《総務企画専門委員会》

【第1回総務企画専門委員会 協議事項(1)】 資料P7

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町町民協働基本計画

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の開催の意義を広め、地域が一丸となって盛り上げていくことで、人と人、地域と地域の絆の深まりとともに、町民協働のまちづくりの推進につなげるために必要な事項を定めるもの

【第1回総務企画専門委員会 協議事項(2)】 資料P8～9

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町広報基本計画

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会に対する開催気運を高めるため、効果的な広報活動を展開するとともに、恵まれた自然や歴史文化等、多彩な魅力を積極的に発信するために必要な事項を定めるもの

【第1回総務企画専門委員会 協議事項(3)】 資料P10

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町歓迎接伴基本計画

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督をはじめ、全国から来訪される方々に対し、地域の魅力を活かしながら、おもてなしの心で歓迎できるよう取り組むために必要な事項を定めるもの

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(1)】 資料P11～13

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町運営ボランティア募集要項

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町町民協働基本計画」に基づき、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会において、運営に従事するボランティアの募集をするために必要な事項を定めるもの

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(2)】 資料P14～16

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町運営ボランティア募集方針

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町運営ボランティア募集要項」の規定に基づき、運営ボランティアならびに広報ボランティアを募集する。令和8年7月に開催するリハーサル大会の結果を踏まえ、本大会に向けて運営ボランティア等の配置人数や業務分担等を調整していくために必要な事項を定めるもの

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(3)】 資料 P17

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町歓迎・おもてなし実施要項

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町歓迎・接伴基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者を歓迎し、心のこもったおもてなしを行うとともに、観光情報等の発信を行うために必要な事項を定めるもの

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(4)】 資料 P18～19

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町案内所・休憩所設置運営要項

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町歓迎・接伴基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場、交流の場を提供するための休憩所の設置並びに運営をするために必要な事項を定めるもの

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(5)】 資料 P20～34

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町売店設置運営要項

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町歓迎・接伴基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者及び一般観覧者のおもてなしに努めるとともに、高原町の特産品等の紹介及び販売を促進するため、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会が設置する売店の設置及び運営をするために必要な事項を定めるもの

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(6)】 資料 P35～39

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町協賛取扱要項

高原町で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会における協賛の取扱いについて必要な事項を定めるもの

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(7)】 資料 P40～55

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町遺失物及び拾得物取扱要項

「日本のひなた宮崎国スポ」において、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会が管理する競技会場、練習会場及び駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成18年法律73号）に定めのあるもののほか必要な事項を定めるもの

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(8)】 資料 P56～57

日本のひなた宮崎国スポ高原町保険加入要項

高原町で開催する「日本のひなた宮崎国スポ」の開催準備業務及び開催期間中において、大会関係者又は第三者に発生した事故等に対する補償に関し、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会が加入する保険について必要な事項を定めるもの

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(9)】 資料 P58～59

日本のひなた宮崎国スポ高原町識別用品整備要項

日本のひなた宮崎国スポにおいて、高原町で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等関係者の識別用品整備について必要な事項を定めるもの

《競技式典専門委員会》

【第1回競技式典専門委員会 協議事項(1)】 資料 P60

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町競技運営基本計画

第81回国民スポーツ大会において、本町で開催される競技会については、県、競技団体、関係機関及び関係団体等との連携を強化し、円滑で効率的な運営を行うために必要な事項を定めるもの

【第1回競技式典専門委員会 協議事項(2)】 資料 P61

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町施設整備基本計画

第81回国民スポーツ大会において、本町で開催される競技会の施設整備については、既存施設の有効活用を図るとともに、競技運営に支障のないよう整備を行うために必要な事項を定めるもの

【第1回競技式典専門委員会 協議事項(3)】 資料 P62

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町式典基本計画

第81回国民スポーツ大会において、本町で開催される競技会に係る式典については、簡素な装飾・演出に努めることを基本とし、競技運営上の観点から、県、競技団体等と協議・協力して実施するために必要な事項を定めるもの

【第1回競技式典専門委員会 協議事項(4)・第2回競技式典専門委員会 協議事項(1)】 資料 P63～64

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町リハーサル大会開催基本計画

第81回国民スポーツ大会において、リハーサル大会の開催に当たっては、県、競技団体、関係機関、関係団体等と連携し、競技会運営能力の向上を図るとともに、町民の大会に関する関心を高め、おもてなしの心で迎える機運の醸成につなげるために必要な事項を定めるもの

【第2回競技式典専門委員会 協議事項(2)】 資料 P65

日本のひなた宮崎国スポ高原町式典実施要項

「日本のひなた宮崎国スポ」における高原町開催競技会の式典実施について、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町式典基本計画」に基づき必要な事項を定めるもの

《宿泊衛生専門委員会》

【第1回宿泊衛生専門委員会 協議事項(1)】 資料 P66

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町宿泊基本計画

第81回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者の宿泊については、安全で快適な宿泊環境を整えるとともに、より多くの方々の受入れができる効率的な配宿体制の確立を図るために必要な事項を定めるもの

【第1回宿泊衛生専門委員会 協議事項(2)】 資料 P67

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町医事衛生基本計画

第81回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者並びに一般観覧者の医事衛生については、関係機関の協力を得て医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努めるために必要な事項を定めるもの

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(1)】 資料 P68

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町医療救護対策要項

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」における医療救護の実施について必要な事項を定めるもの

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(2)】 資料 P69

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町感染症（防疫）対策要項

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」における感染症（防疫）対策について万全を期するため必要な事項を定めるもの

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(3)】 資料 P70～71

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町食品衛生対策要項

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」における食品衛生対策について万全を期するため必要な事項を定めるもの

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(4)】 資料 P72～74

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町弁当調製施設募集要領

日本のひなた宮崎国スポ高原町開催競技において、大会関係者等の昼食を手配する弁当調製施設の募集を行うために必要な事項を定めるもの

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(5)】 資料 P75～76

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町弁当調達実施要項

高原町で開催する「日本のひなた宮崎国スポ」に参加する選手、監督、役員及びその他関係者に提供する弁当の調達について必要な事項を定めるもの

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(6)】 資料 P77～78

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町弁当調製施設選定基準

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ弁当調達要項に基づき、日本のひなた宮崎国スポ総合開会式および競技会（県が主催または市町と共催するものに限る）ならびに、日本のひなた宮崎障スポ開・閉会式および競技会における弁当調製施設選定基準を次のとおり定め、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会は、当該基準を満たす施設の中から、弁当調製施設を選定するために必要な事項を定めるもの

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(7)】 資料 P79～80

日本のひなた宮崎国スポ高原町環境衛生対策要項

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」における環境衛生対策について万全を期するため必要な事項を定めるもの

《輸送交通専門部会》

【第1回輸送交通専門委員会 協議事項(1)】 資料 P81～82

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町輸送・交通基本計画

第81回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の輸送交通については、交通状況等に十分配慮しながら、交通事業者その他関係機関及び関係団体等との連携を図り、交通の安全かつ効率的な輸送を行うために必要な事項を定めるもの

【第1回輸送交通専門委員会 協議事項(2)】 資料 P83

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町警備・消防防災基本計画

第81回国民スポーツ大会における警備・消防防災対策については、関係機関及び関係団体等との緊密な連携のもと、安全安心かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期するため、警備・消防防災体制の確立を図るために必要な事項を定めるもの

【第2回輸送交通専門委員会 協議事項(1)】 資料 P84～86

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町警備・消防防災業務実施要項

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町警備・消防防災基本計画」に基づき、高原町で開催する「日本のひなた宮崎国スポ」における警備・消防防災業務の実施について、安全かつ円滑な運営が行われるよう万全を期するため必要な事項を定めるもの

【第2回輸送交通専門委員会 協議事項(2)】 資料 P87～90

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町輸送・交通業務実施要項

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町輸送・交通基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」における輸送交通業務の実施について必要な事項を定めるもの

3 今後の予定

令和8年5月 第3回総会

【第1回総務企画専門委員会 協議事項(1)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町町民協働基本計画

1 目的

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の開催の意義を広め、地域が一丸となって盛り上げていくことで、人と人、地域と地域の絆の深まりとともに、町民協働のまちづくりの推進につなげる。

2 内容

(1) 町民協働で盛り上げる大会

町民一人ひとりが様々な機会を通じて大会に関わることにより、喜びや感動を共有できる大会とする。

ア ボランティア活動の促進

イ 競技会場における観戦・応援の促進

(2) おもてなしの心で迎える大会

全国から来訪される方々を温かくお迎えする活動を展開する。

ア 花いっぱい運動の実施

イ 応援のぼり旗の作成

(3) 高原町の魅力の再発見と発信ができる大会

自然・歴史・文化・食等の地域の魅力を活かし、町民の地域への誇りと愛着を醸成し、その魅力を発信する。

ア 地域の魅力に触れる機会の創出・発信

(4) 美しく快適な大会環境をつくる大会

各種の環境活動を通じて、環境に優しくきれいなまちづくりを推進し、美しく快適な大会とする。

ア クリーンアップ活動への参加促進

イ 競技会場におけるごみの分別及びリサイクルの推進

ウ 公共交通機関等の利用促進

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町広報基本計画

1 目的

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会に対する開催気運を高めるため、効果的な広報活動を展開するとともに、恵まれた自然や歴史文化等、多彩な魅力を積極的に発信する。

2 内容

(1) 愛称・スローガン等の活用による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等の活用及び普及促進により、町民への周知を図る。

ア 愛称（日本のひなた国スポ・障スポ）・スローガン（紡ぐ感動神話となれ）の活用

イ マスコットキャラクター（みやざき犬）の活用

ウ イメージソング（ひなたのチカラ）ダンスの活用

(2) 印刷物・啓発物品による広報

愛称・スローガン・マスコットキャラクター等を活用して、各種印刷物や啓発用物品を作成する。

ア 啓発グッズの作成

イ ポスター、パンフレット等の作成

ウ 町の広報紙その他刊行物の掲載

(3) 工作物による広報

啓発用看板、横断幕等を効果的に設置する。

ア のぼり旗、横断幕、懸垂幕等の設置

イ カウントダウンボードの設置

ウ 歓迎看板等の設置

(4) イベントによる広報

啓発イベントを開催するとともに、各種イベント等と連携し、効果的な情報発信を行う。

ア 啓発イベントの開催

イ 町内における既存イベントとの連携

ウ 町の事業活動との連携

(5) 多様な媒体による広報

多様なメディアを活用し、迅速かつ効果的な情報提供を行う。

ア ホームページを利用した情報発信

イ 新聞、テレビ、ラジオ等の活用

(6) 大会報告書による広報

日本のひなた宮崎国スポ・障スポの高原町競技会の経過を記録にとどめるため、大会報告書を作成する。

ア 大会報告書の作成

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町歓迎接伴基本計画

1 目的

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督をはじめ、全国から来訪される方々に対し、地域の魅力を活かしながら、おもてなしの心で歓迎できるように取り組む。

2 内容

(1) 案内所の設置

大会参加者等の便宜を図るため、競技会場に案内所を設置し、競技会場、交通、観光、特産品等の案内を行う。

(2) 休憩所の設置

大会参加者等の休憩の場、交流の場として、競技会場に休憩所を設置する。

(3) 売店の設置

大会参加者等の便宜を図るため、関係機関及び団体等の協力を得て、競技会場に売店を設置する。

(4) 歓迎装飾の設置

開催気運の高揚を図り、大会参加者等を歓迎するため、競技会場、高原駅その他必要な場所において歓迎装飾を行う。

(5) おもてなしコーナーの設置

歓迎の心を伝えるため、施設環境、社会情勢等の状況を踏まえ、必要に応じて競技会場におもてなし（ふるまい）コーナーを設置する

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(1)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町運営ボランティア募集要項

1 目的

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町町民協働基本計画」に基づき、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、運営に従事するボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

3 活動内容

運営に従事するボランティアの活動内容は、以下のとおりとする。

区分	主な活動内容
受付・案内	競技会場等における受付・案内、資料配布、大会情報提供等
おもてなし	休憩所におけるドリンクサービス、弁当配付、空き箱回収、その他おもてなしに関すること
会場整理	競技会場の準備、来場者の誘導、その他競技会場等の運営に関すること
環境美化	競技会場内外の美化・清掃活動、装飾等管理
駐車場整理	駐車場の案内・整理、シャトルバス誘導等
その他	上記のほか、競技運営等に関する活動

4 募集期間

実行委員会が募集を開始した日から募集人員に達するまでとする。

5 活動期間

ボランティア登録日から大会終了までとする。

ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始は中学生になってからとする。

6 応募条件

平成27年4月1日以前に生まれた方（令和9年4月1日時点で中学生以上）で、以下のいずれかに該当すること。

ただし、応募時点で18歳未満の方については、申込みの際に保護者の同意を得るものとする。

- (1) 本町に在住、通勤、通学している個人。
- (2) 本町に活動拠点を有する団体。
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人及び団体。

7 応募方法

ホームページの応募フォームからの申込み、又は所定の申込書に必要事項を記入の上、実行委員会事務局に持参、郵送、メール若しくはFAXにより申込むものとする。

なお、18歳未満の申込みについては、保護者の同意が必要なため、持参又は郵送に限る。

8 登録・抹消

- (1) 実行委員会は、応募条件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 実行委員会は、本人又は当該団体の代表者から届出があった場合に登録内容を変更することができる。
- (3) 実行委員会は、次の場合に登録を取消することができる。
 - ア 本人又は当該団体から届出があったとき
 - イ 大会のイメージを損なう行為があったとき
 - ウ 大会運営に支障があると判断したとき

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容、日時及び場所については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

10 研修等

実行委員会は、ボランティア登録者に対し、大会への理解を深め、円滑な運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を開催する。

11 報酬及び交通費等

ボランティア活動、研修等に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

12 服飾及び食事

ボランティアの活動にあたっては、運営ボランティアであることが識別できる服飾等及び食事等について、必要に応じて実行委員会が支給する。

13 保険

ボランティア活動及び研修等の参加にあたり、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入するものとする。それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、高原町個人情報保護条例をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に保護する。

ただし、申込み時に日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

15 その他 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(2)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町運営ボランティア募集方針

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町運営ボランティア募集要項」の規定に基づき、運営ボランティアならびに広報ボランティアを募集する。

令和8年7月に開催するリハーサル大会の結果を踏まえ、本大会に向けて運営ボランティア等の配置人数や業務分担等を調整していく。

1 活動内容

本町で開催する競技会の運営および大会等の広報に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

【運営ボランティア】

区分	主な活動内容
受付・会場案内	競技会場等における受付・案内、資料配布、情報提供
おもてなし	休憩所におけるドリンクサービス、観光物産PR活動、その他おもてなし活動全般
会場整理	競技会場の準備、来場者の誘導・整理、駐車場等整理の補助
弁当配付	弁当の配付、空き箱等の回収
環境美化	競技会場内外の清掃美化活動、会場装飾・プランターの管理、ごみの分別管理等
花育て	花いっぱい運動に係る花育て活動
駐車場整理	駐車場の案内・整理、シャトルバス誘導・乗車案内等
その他	上記の他、競技会場運営および関連行事運営等に関する活動

【広報ボランティア】

区分	主な活動内容
広報啓発	イベントや主要駅等でのPR活動 ▶チラシ・啓発グッズ等の配布 ▶PRブースの運営補助
映像等記録	大会までの取り組みの様子や競技会の様子を写真・映像等に記録

2 活動期間

ボランティア登録日から大会終了までとする。

※令和9年度中に開催する本大会ならびに炬火イベント、関連行事に出役をお願いするボランティアを募集するもの

3 募集期間および人数

- (1) 募集期間 実行委員会が募集を開始した日から募集人員に達するまで
- (2) 募集人数 運営ボランティア 50人程度
広報ボランティア 20人程度 計70人程度

4 応募条件

以下のいずれかに該当する個人および団体とする。

なお、応募時点で18歳未満の方については、申込みの際に保護者の同意を必要とする。

- (1) 高原町に在住、通勤、通学している小学校4年生以上の個人。但し、小学生にあつては保護者同伴での活動を必須とする。
- (2) 高原町に活動拠点を有する中学生以上の団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人および団体

5 応募に係る広報

住民等多くの方に周知するため、チラシの作成・配架のほか、ホームページやSNS、防災行政無線放送等を通じて積極的に発信する。

6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参もしくは郵送、スマート申請、メールのいずれかの方法で申込みものとする。

なお、保護者の同意が必要となる場合は、保護者の押印が必要となるため、持参もしくは郵送に限る。

7 登録から活動内容の決定、研修等の手続き

実行委員会は申込書を受領した場合は、申込日から1か月以内に応募条件に該当するか否か等を審査し、応募者に対して審査結果を通知する。

ボランティア登録者の活動内容、日時および場所については、実行委員会が登録後に実施する希望調査等を参考に決定する。

なお、大会への理解を深め、円滑な運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を開催する。研修会等は、活動内容の説明から問合せ対応、おもてなし、本町の魅力PRなど、国スポ・障スポスタッフの一員として必要な知識を習得するために実施する。

8 報酬および交通費等

ボランティア活動、研修等に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

9 服飾および食事

- (1) ボランティアの活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾を、必要に応じて実行委員会が支給する。
- (2) ボランティアの食事については、必要に応じて実行委員会が支給する。

10 保険

- (1) ボランティア活動および研修の参加にあたり、必要に応じて実行委員会の負担により「傷害保険」および「賠償責任保険」に加入する。なお、社会福祉法人 全国社会福祉協議会のボランティア活動保険（基本プラン）への加入を基本とする。
- (2) ボランティア以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わない。

11 個人情報の取扱い

- (1) 応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律をはじめ、関係法令の規定に基づき適正に管理・保護する。
- (2) 登録者の個人情報については、実行委員会が大会の運営に必要な場合のみ使用するものとし、

その他の目的で使用しない。ただし、申込み時に日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会への情報提供に同意している登録者の情報に限り、当該実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。また、登録管理や配置計画の策定にかかる業務委託先への情報提供および会場警備のための警察および警備関係者への情報提供を行う場合がある。

- (3) 研修や活動の際に撮影した写真・動画は日本のひなた宮崎国スポ・障スポを広報する目的で、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会のホームページやその他の広報媒体に掲載する場合がある。

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(3)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町歓迎・おもてなし実施要項

1 目的

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町歓迎・接伴基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者を歓迎し、心のこもったおもてなしを行うとともに、観光情報等の発信を行うことについて、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、高原駅及びその他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

景観等に配慮し、周辺環境との調和を図り、効果的に歓迎の意を表す装飾を心掛けて看板、横断幕、のぼり旗及びプランター等を設置する。

ウ 装飾期間

施設管理者等と協議のうえ、期間を定める。

(2) おもてなし

ア 関係機関、団体等の協力を得て、接遇意識の高揚を推進するほか、競技会係員やボランティア等に対して必要な研修を行う。

イ 大会終了後の高原町への誘客を図るため、競技会場等において高原町の魅力を感じていただける取組みを実施するとともに、観光ガイドブック等の配布を行う。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、歓迎及びおもてなしの実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における歓迎及びおもてなしの実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(4)】

日本のひなた宮崎国スポ高原町案内所・休憩所設置運営要項

1 目的

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町歓迎・接伴基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場、交流の場を提供するための休憩所の設置並びに運営について、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関等と協議のうえ設置する。また、会場内案内所及び休憩所は、競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、原則として開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技の案内に関すること。
- イ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- ウ 案内資料等の配布に関すること。
- エ その他各種案内に関すること。

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の受付案内及び資料等の配布に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- エ 迷子、遺失物、拾得物の受付に関すること。

オ その他各種案内に関する事。

(3) 休憩所

ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関する事。

イ その他、休憩所運営に関する事。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(5)】

日本のひなた宮崎国スポ高原町売店設置運営要項

1 目的

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町歓迎・接伴基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者及び一般観覧者のおもてなしに努めるとともに、高原町の特産品等の紹介及び販売を促進するため、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店は、競技会場に設置する。

3 設置期間

売店の設置期間は、競技会場における競技の開始日から終了日までとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は、実行委員会が決定し、出店規模は1店舗当たり1ブース約20㎡（2間×3間のテント相当）とする。ただし、実行委員会は出店状況等勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

なお、実行委員会の売店出店許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者については、実行委員会に申出をするとともに、必要に応じて西諸広域行政事務組合消防本部に届出をするとともにブース内に必ず消火器（使用期限内のものに限る。）を設置しなければならない。

(1) テント1張以内（テント以外での出店の場合は、テントの準備はありません。）

(2) 長机6台以内

- (3) 椅子4脚以内
- (4) その他実行委員会が運営設備として必要があると認めたもの

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ記念グッズ
公益財団法人日本スポーツ協会又は日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの
- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）
 - ア 製造加工品
食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの
 - イ 現地調理品
売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、提供直前に加熱処理を行うものであること。
なお、下処理をする場合は、あらかじめ営業許可施設等で行うこと。
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が必要と認めたもの

8 出店者要件

売店の出店者は、(1)及び(2)に該当する者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
 - ア 申請時に1年以上、高原町内に店舗を有して営業している者
 - イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
 - ウ 第77回国民体育大会（第80回国民スポーツ大会含む。）以降の国体又は競技別リハーサル大会に出店実績がある者
 - エ その他実行委員会が認めた者
- (2) 次の条件の全てに該当する者
 - ア 競技開催期間中、この要項で定める事項を厳守し、継続して出店すること。
 - イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
 - ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 申請時点において、市町村税、法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ 「高原町暴力団排除条例」第2条第1号又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員、又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、以下の書類を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (5) 営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写し（保健所の許可等が必要な商品の場合）
- (6) 主たる事業所のある自治体の市町村税の納税証明書（写し可、発行から3か月以内のもの）
- (7) 法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（写し可、発行から3か月以内のもの）
- (8) 売店責任者及び従事者の本人確認書類（免許証、パスポート等公的機関が発行したものの写し）

10 出店者の選定

実行委員会は、前項の規定により出店申請を行ったものについて、この要項に基づき審査を行い、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定することができる。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認める者

11 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、「売店出店許可決定通知書（様式第5号）」を交付する。また、出店料の納付を確認した後、「売店出店許可証（様式第6号）」を交付する。

12 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が別に定める出店料を負担する。
- (3) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、「売店出店料免除申請書（様式第7号）」を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し「売店出店料免除決定通知書（様式第8号）」を発行する。
 - ア 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」に規定する障害者就労施設等
 - イ 実行委員会の要請により出店する場合
 - ウ 上記に掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認める者。
- (4) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店料を納付すること。なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。
- (5) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

13 保健所及び消防署への手続き

(1) 保健所

臨時営業許可を必要とする出店者は、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写しを 実行委員会に提出しなければならない。

(2) 消防署

西諸広域行政事務組合火災予防条例第45条第1項第6号の規定に基づく「露店等の開設届出書」の提出については、出店者として選定したもののうち、火気器具等を使用する旨の申告があったものについて、実行委員会が取りまとめて行うものとする。

14 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、速やかに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、売店の運営に当たらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

15 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等を行うこと。
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が郷土物産品と認められたものはこの限りではない。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 実行委員会の許可を受けていない火気器具等又は燃料等危険物を使用すること。
- (9) その他国スポ運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

16 厳守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される「売店出店許可証（様式第6号）」を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等を表示するところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。
- (6) 販売品等の搬入及び搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証等を見やすい位置に掲示すること。
なお、原則として搬出入車両は、1売店につき1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、国スポ運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 従事者は清潔感のある服装を心掛け、実行委員会が別途交付する ID カードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心掛けること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法上の規定を厳守するとともに、保健所の指示に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命

令等を出したときは、その指示に従うこと。

- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合は、速やかに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (13) 国スポ・障スポに係る標章及びマスコット等を販売物（パッケージも含む）や広告、ポップ等に使用する場合は、必ず日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会が定める「標章及びマスコット等使用取扱規程」並びに、公益財団法人日本スポーツ協会が別途定める「国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程」及び「国民スポーツ大会関係標章使用のガイドライン」に基づき、必要な申請や手続きを行うこと。
- (14) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

17 管理運営

売店における販売品及び売店設備の管理は、出店者の責任において行うものとし、火気、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

18 事故等の発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生した時には、売店責任者は、初期対応に当たるとともに直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見した時は、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

19 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。

なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の還付を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 「売店出店許可証（様式第6号）」の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 「売店出店許可証（様式第6号）」の交付を受けた者が、その交付日から大会終了日までの間に食中毒を発生させたとき。
- (4) 保健所からの指示があったとき。
- (5) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

20 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、

その損害賠償の責任を負うものとする。

21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することができない。
- (2) 出店者は、天候不良(自然災害を含む。)等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することができない。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、実行委員会の検査を受けなくてはならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 個人情報の取扱い

売店従事者等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

24 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(様式第1号)

年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会
会長 丸山 裕次郎 様

住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名 _____
及び氏名 _____
電話番号 _____

売店出店申請書

日本のひなた宮崎国スポにおいて、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会が運営する競技会場内に、売店を出店したいので、日本のひなた宮崎国スポ高原町売店設置運営要項第9項の規定に基づき申請します。

記

1 出店希望会場 _____ (競技名: _____)

2 出店希望形態 テント (張) ・ その他 (_____)

3 添付書類

- (1) 売店出店概要書 (様式第2号)
- (2) 売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書 (様式第3号)
- (3) 誓約書兼承諾書 (様式第4号)
- (4) 営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写し (保健所に届出が必要な商品の場合)
- (5) 主たる事業所のある自治体の市町村税の納税証明書 (写し可、発行から3ヶ月以内のもの)
- (6) 法人税 (個人の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 (写し可、発行から3ヶ月以内のもの)
- (7) 売店責任者及び従事者の本人確認書類 (免許証、パスポート等公的機関が発行したものの写し)

4 その他

当該売店出店申請所は、出店を希望する会場ごとに提出すること。また、申請書を複数同時に提出する場合に限り添付書類(5)及び(6)は1通のみで構わない。

売店出店概要書

ふりがな 商号又は名称			
ふりがな 代表者氏名			
代表者生年月日	年 月 日生		
所在地	〒		
連絡先	【電話】	【FAX】	【E-mail】
出店担当者	【氏名】	【電話】	
業種			
主要取扱品目 (該当品目をすべて○で囲んでください)	スポーツ用品・国スポ記念グッズ・郷土物産品・飲食物(製造加工品) 飲食物(現地調理品)・宅配便・その他()		
火気又は燃料等 危険物の使用	有 種類() ・ 無		
国体等出店実績	有() ・ 無		
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人
営業に関して取得し た許可等の種類	種類	番号	取得年月日
			年 月 日
過去1年間法令違反 等処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒 発生事故歴の有無	有 ・ 無

販売品目価格等一覧

No.	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 不足する場合には、別紙に追加してください。

売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称			
出店希望会場		出店希望競技	

※ 会場ごとに記入してください

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※ 売店責任者及び従事者には「ふりがな」を記入してください。

2 車両予定表

車両の車種	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有・無	
		有・無	

※車両の種類は「2tトラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は「駐車場使用」を無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台となります。

※ケータリングカーにて販売を行う場合にも、車両サイズ等を記入してください。

3 設営持込備品一覧表

備品名	規格等【使用電力(W)等】	持込目的

※電源、火気の仕様に伴う備品を使用する場合は記入してください。(発電機、プロパン等)

(様式第4号)

年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会
会長 丸山 裕次郎 様

住所

商号又は名称

代表者役職名

及び氏名

誓約書兼承諾書

日本のひなた宮崎国スポ高原町会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請にあたり、「日本のひなた宮崎国スポ高原町売店設置運営要項」を遵守します。
- 2 高原町暴力団排除条例第2条第1号又は同条第2号に規定する暴力団員及び暴力団並びにそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 3 販売品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間に食中毒等における行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属：

担当者氏名：

電話番号：

F A X：

様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会
会長 丸山 裕次郎

売店出店許可決定通知書

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記の内容で決定しました。

つきましては、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会が指定する銀行口座へ 年 月 日までに出店料を納付してください。

記

- 1 出店会場 _____ (競技名: _____)
- 2 出店希望形態 テント (張) ・ その他 (_____)
- 3 出店ブース数 _____ ブース
- 4 出店料 _____ 円
- 5 指定振込口座

以上

【問い合わせ先】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会

担当:

電話番号:

F A X

様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会
会長 丸山 裕次郎

売店出店許可証

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号又は名称	
代表者氏名	
出店許可会場	
出店許可期間	年 月 日() ~ 月 日()
販売許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、日本のひなた宮崎国スポ高原町売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること。

年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会
会長 丸山 裕次郎 様

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名 _____

及び氏名 _____

売店出店料免除申請書

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、日本のひなた宮崎国スポ高原町売店設置運営要項第12項第3号の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店会場 _____ (競技名: _____)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

<input type="checkbox"/>	国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
<input type="checkbox"/>	実行委員会の要請により出店する場合
<input type="checkbox"/>	その他 (_____)

(連絡担当者)

担当者所属: _____

担当者氏名: _____

電話番号: _____

F A X: _____

様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会

会長 丸山 裕次郎

売店出店料免除決定通知書

令和 年 月 日付で申請があった、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、下記のとおり出店料を免除します。

記

- 1 出店会場 _____ 会場（競技名： _____）
- 2 免除理由

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町協賛取扱要項

1 目的

この要項は、高原町で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の受入れは、原則として大会の広報啓発や歓迎装飾又は大会の運営に要する用具（以下、「協賛物品」という。）について受け入れるものとし、協賛物品の例は別表第1のとおりとする。
- (2) 資金による協賛の申入れがあった場合は、その資金を大会の協賛物品等に充てるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会（以下、「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (5) 協賛物品等の搬入、設置及び撤去等に係る費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反すると認められるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあると認められるもの
- (4) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (5) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (6) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (7) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛の表示を行うことができる。ただ

し、協賛物品等に直接表示できない場合は、この限りでない。

- (2) 前号の協賛表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協議し、承認を得て行うものとする。
- (3) 協賛者への呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

例)

〇〇社は、	日本のひなた宮崎国スポ・障スポ	高原町開催競技を応援しています。 高原町開催アーチェリー競技会の協賛企業です。
-------	-----------------	--

※ 町・競技を限定せずに、大会全体を指す呼称は使用できません。

6 協賛への謝意

- (1) 実行委員会は、協賛物品等の提供を受領したときは、協賛者に感謝状の贈呈等を行うことができる。
- (2) 協賛への謝意基準は別表第2のとおりとする。
- (3) 協賛についてのホームページ上での紹介及び掲載内容については別表第3のとおりとする。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会の終了日までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

別表第1（協賛物品の例）

項目	物品名
啓 発 用	のぼり旗、横断幕、ポスター、ポケットティッシュ など
おもてなし用	飲料水、参加記念品、特産品 など
競 技 会 用	スタッフ衣類（服飾、帽子等）、資料用袋 など
開 催 準 備 用	自動車（貸与）、事務用品（貸与） など
そ の 他	実行委員会との協議による

別表第2（謝意基準）

協賛者	協賛物品等総額	感謝状等	対応方法	贈呈者
企業・団体	30万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	30万円未満 10万円以上		持参	事務局長
	10万円未満	礼状	郵送	—
備考				
(1) 協賛物品等については、町価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議のうえ対応する。				
(2) 贈呈式については、協賛者の意向を確認のうえ、実施する。				

別表第3（掲載内容）

協賛者	評価額	ホームページ	報告書等	協賛物品	協賛者の 呼称使用
企業 ・ 団体	5万円以上	協賛者ロゴ(バナー)貼付、写真及び記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品 全てに協賛者 名掲載	使用可
	5万円未満	協賛者名掲載			

協賛申込書

年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会

会長 丸山 裕次郎 様

申込人 住 所

名 称

代表者氏名

高原町で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」および競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品 目	
	規 格	
	単 価	
	数 量	
	評価額	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日	年 月 日	

協賛受領書

年 月 日

様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会

会長 丸山 裕次郎

高原町で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」および競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品 目	
	規 格	
	単 価	
	数 量	
	評 価 額	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
受 領 年 月 日	年 月 日	
そ の 他		

日本のひなた宮崎国スポ高原町遺失物及び拾得物取扱要項

1 目的

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ」において、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場及び駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成18年法律73号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の提出先は、競技会場の日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実施本部（以下「実施本部」という。）が運営する受付案内所とし、実施本部受付案内係（以下「受付案内係」という。）が取扱業務及び一時管理業務を行う。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに拾得物の落とし主が判明しない場合は、当該拾得物を各競技会場の実施本部会場総務係（以下「会場総務係」という。）へ引き継ぐ。
- (3) 会場総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失の事故等がないよう、あらかじめ定められた保管場所へ保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は拾得物受理票（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、拾得者に対して拾得物受理票（控え）（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）及び拾得物閲覧簿（様式第4号）に記入し、拾得物閲覧簿を閲覧に供する。この場合において、拾得物に拾得物個票（様式第5号）を貼付し、受付案内係で一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第6号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出書（控え）（様式第7号）を交付するとともに遺失物一覧簿（様式第8号）に記入のうえ、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がない場合は、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第9号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第10号）を受理し

た後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。

- (3) 拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書(様式第 11 号又は様式第 12 号)を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 会場総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継がなければならない。ただし、会場総務係は、拾得の翌日から起算して 7 日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 実行委員会は、会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して 7 日以内に、拾得物届出書(様式第 13 号)を添えて所轄警察所に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物及び拾得物の取扱いに関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物及び拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

拾得物受理票

受理番号	第 号											
競技名	(種別)					(会場)						
受理日時	令和	年	月	日	()	午前・午後	時	分				
拾得日時	令和	年	月	日	()	午前・午後	時	分頃				
拾得場所												
拾得者	住所	〒										
	氏名	フリガナ				電話	自宅		日中連絡先			
物件	現金	総額	金額内訳									
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金額	数	金額	数
			10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
	100円		50円		10円		5円		1円			
物品	種類	特徴等(形状・模様・材質等)								点数		
上記の物件に対する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。												
令和 年 月 日												
日本ひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会 会長 様												
拾得者氏名 _____ (自署)												
氏名等告知の同意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無										
拾得物返還通知書の希望		拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入										
拾得者の権利		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権										
備考		上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 日本ひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会 会長 様 拾得物取扱担当者氏名 _____ (自署) ※拾得物取扱担当者氏名がないものは無効										

※太枠線部分は、原則、拾得者に記入していただくこと43(自署については必ず本人記入とする。)

※当該拾得物が警察署に届けられた後、警察署から拾得者様宛に拾得物の通知をする場合があります。

拾得物受理票（控え）

受理番号	第	号													
競技名	(種別)					(会場)									
受理日時	令和	年	月	日	()	午前・午後	時	分							
拾得日時	令和	年	月	日	()	午前・午後	時	分頃							
拾得場所															
拾得者	住所	〒													
	氏名	フリガナ				電話	自宅								
						日中連絡先									
物件	現金	総額	金額内訳												
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金額	数	金額	数			
			10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円				
		100円		50円		10円		5円		1円					
	物品	種類	特徴等（形状・模様・材質等）								点数				
権利放棄の意思	上記の物件に対する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。														
	令和 年 月 日														
		日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会													
		会長 様													
		拾得者氏名 (自署)													
氏名等告知の同意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無													
拾得物返還通知書の希望		拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入													
拾得者の権利		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権													
備考	上記の物件を預かりました。														
	令和 年 月 日														
		日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会													
		会長 様													
		拾得物取扱担当者氏名 (自署)													
		※拾得物取扱担当者氏名がないものは無効													

※太枠線部分は、原則、拾得者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

注意事項

- 1 この拾得物受理書（控え）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び所轄警察署から通知があった場合、確認に必要ですので紛失しないように大切に保管してください。
- 2 拾得者は、物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求する権利があります。（権利放棄された方は該当しません。）
- 3 拾得者は、拾得物の評価額5～20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取ることができます。（権利放棄された方は該当しません。）
- 4 遺失者がわからないときは、本日から7日以内に実行委員会から所轄警察署へこの物件を提出します。なお、所轄警察署への提出後、さらに3カ月を経過しても遺失者がわからないときは、あなたが所有権を取得できます。（権利放棄された方は、該当しません。）
ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。
- 5 詳細につきましては、所轄警察署へ問い合わせてください。
あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、実行委員会が所轄警察署へ届出した翌日から3カ月を経過した日から2カ月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。
- 6 所轄警察署は以下のとおりです。

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
小林警察署	886-0003	宮崎県小林市堤 2928 番地 1	0984-23-0110

競技名 (種別) _____ (会場) _____

拾得物一覽簿

受理 番号	拾得日時 年 月 日 時 分 頃	拾得者	拾得場所	物件 (種類及び特徴等)			拾得取扱担当者氏名		備考
				現金	物品	形状・模 様・材質等	返還取扱担当者氏名		
1	年 月 日 時 分 頃								1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
2	年 月 日 時 分 頃								1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
3	年 月 日 時 分 頃								1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
4	年 月 日 時 分 頃								1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
5	年 月 日 時 分 頃								1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

拾得物閲覧簿

受理 番号	記載日 年 月 日	拾得日時 年 月 日 時 分 頃	拾得場所	物件		備考
				現金	物品	
1	年 月 日	年 月 日 時 分 頃				
2	年 月 日	年 月 日 時 分 頃				
3	年 月 日	年 月 日 時 分 頃				
4	年 月 日	年 月 日 時 分 頃				
5	年 月 日	年 月 日 時 分 頃				

拾 得 物 個 票	
受理番号	第 号
受理日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
拾得日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃
拾 得 者	
物 件	現 金
	物 品
拾 得 取 扱 担当者氏名	

遺失物届出書

届出番号	第 号
競技名	(種別) (会場)
届出日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分
遺失日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
遺失場所	

遺失者	住所	〒		
	氏名	フリガナ	電話	自宅 日中連絡先

物件	現金	(総額) 円		
	物品	種類	特徴(形状・模様・材質等)	点数

備考	
----	--

上記の旨について、誤りがないことに同意します。

令和 年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会
会長 様

署名 _____ (自署)

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

※拾得物一覧簿(様式第3号)と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るように説明すること。

拾得物一覧簿(様式第3号)に該当する物件があった場合			
返還取扱担当者氏名		拾得物受理番号	第 号
処 理	<input type="checkbox"/> 遺失者本人に連絡	年 月 日 時 分	
	<input type="checkbox"/> 遺失者に返還(郵送の場合は着払い)	年 月 日 時 分	
拾得物の氏名等告知の同意がある場合	<input type="checkbox"/> 拾得者の氏名等告知	年 月 日 時 分	
拾得者が権利を放棄しない場合	<input type="checkbox"/> 拾得者の権利説明	年 月 日 時 分	
	<input type="checkbox"/> 拾得者への返還通知書の送付	年 月 日 時 分	

遺失物届出書 (控え)

届出番号	第 号			
競技名	(種別)	(会場)		
届出日時	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分	
遺失日時	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分頃	
遺失場所				
遺失者	住所	〒		
	氏名	フリガナ	電話	
		自宅		
		日中連絡先		
物件	現金	(総額)		
			円	
	物品	種類	特徴(形状・模様・材質等)	点数
備考				
<p>上記の旨について、誤りがないことに同意します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会 会長 様</p> <p style="text-align: right;">署名 _____ (自署)</p>				

競技名 (種別) _____ (会場) _____

遺失物一覽簿

届出 番号	遺失日時 年 月 日 時 分	遺失者	遺失場所	物件 (種類及び特徴等)			遺失取扱担当者氏名 返還取扱担当者氏名	備考
				現金	物品	形状・模 様・材質等		
1	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
2	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
3	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
4	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
5	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

競技名(種別) _____ (会場) _____

遺失物受領書

拾得物受理番号		第 号	
拾得物件	現金	金 _____ 円	
	物品	種類	特徴等(形状・模様・材質等)

上記の物件を受領しました。

令和 年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会

会長 様

住所 〒 _____

氏名 _____

(自署)

電話 _____

()

返還時本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ()
返還取扱担当者氏名	

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会
会長 丸山 裕次郎 様

委任状

【代理人（受取りに来られる方）】

住 所 〒

氏 名

委任者との関係

わたしは上記を代理人と定め、遺失物の受取り及び拾得者への氏名・住所・電話番号の告

知の同意に係る一切の権限を委任します。

○ 【委任者（頼む方）】

住 所 〒

氏 名

(自署)

電 話 番 号

_____ () _____

様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会

会長 丸山 裕次郎

拾得物返還通知書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、

年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。

なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については下記のとおりです。

記

該当の有無	権利	内容	備考
<input type="checkbox"/>	費用	物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	(※) 物件が遺失者に返還された後 1カ月を経過したときは、請求することができません。
<input type="checkbox"/>	報労金	物件の価格5%から20%の2分の1の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
<input type="checkbox"/>	所有権	所管警察署へ物件を提出後、3カ月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
<input type="checkbox"/>	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※遺失者に対し、速やかにあなたへ支払いをするよう説明してあります。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会

所在地：〒889-4412

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓392番地

電話番号 0984-42-1484

様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会
会長 丸山 裕次郎

拾得物返還通知書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、
年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。
なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については下記のとおりです。

記

該当の有無	権利	内容	備考
<input type="checkbox"/>	費用	物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	(※) 物件が遺失者に返還された後 1カ月を経過したときは、請求することができません。
<input type="checkbox"/>	報労金	物件の価格5%から20%の2分の1の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
	所有権	所管警察署へ物件を提出後、3カ月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
<input type="checkbox"/>	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※氏名等の告知に同意されていないため、遺失者に対して、あなたの氏名等を告知していません。
この通知を受けて、あなたが、あなたの氏名等を遺失者に告知することに同意できる場合は、下記までご連絡ください。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会
所在地：〒889-4412
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓392番地
電話番号 0984-42-1484

拾得物届出書

小林警察署長様

住 所 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓392番地
 事務所名 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会
 代表者名 会長 丸山 裕次郎
 担当者名 事務局
 電話番号 0984-42-1484

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会は一切の権利を放棄します。

競技名(種別) _____ (会場) _____

拾得受理番号	物件の種類及び特徴等		拾得者の氏名・住所等	権利等	拾得日時・場所	備考
	現金(内訳)	物品				
	円 (内訳) 円× 円× 円× 円×		■氏名 ■住所 〒 - ■電話 ()	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	■拾得日時 年 月 日 時 分頃 ■拾得場所	
	円 (内訳) 円× 円× 円× 円×		■氏名 ■住所 〒 - ■電話 ()	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	■拾得日時 年 月 日 時 分頃 ■拾得場所	
	円 (内訳) 円× 円× 円× 円×		■氏名 ■住所 〒 - ■電話 ()	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	■拾得日時 年 月 日 時 分頃 ■拾得場所	

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(8)】

日本のひなた宮崎国スポ高原町保険加入要項

1 目的

この要項は、高原町で開催する「日本のひなた宮崎国スポ」の開催準備業務及び開催期間中（以下「大会期間中」という。）において、大会関係者又は第三者に発生した事故等に対する補償に関し、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について必要な事項を定める。

2 契約

実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社等と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任保険

大会期間中に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償に係る保険をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有又は管理運営するものの不備又は運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医師又は看護師等の業務により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託者賠償事故

実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、貸主に法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然な事故に起因して、第三者の生命及び身体並びに所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害保険

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師及び看護師等

の大会従事者が、大会期間中に準備若しくは運営に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故の補償に係る保険をいう。

4 補償金額

補償金額は、加入保険に規定された範囲内において対応する。

5 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、原則として保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任保険

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害保険

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 被保険者自身の疾病及び心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺行為及び犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

6 事故報告

- (1) 競技会係員等は、事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理したときは、速やかにその旨を当該保険契約の相手方に連絡し、所定の手続きを行わなければならない。

7 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の規定によるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、保険に関して必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

【第2回総務企画専門委員会 協議事項(9)】

日本のひなた宮崎国スポ高原町識別用品整備要項

1 目的

この要項は、日本のひなた宮崎国スポにおいて、高原町で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等関係者の識別用品整備について、必要な事項を定める。

2 整備品目

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が整備する識別用品の品目は、次のとおりとする。

- (1) IDカード（カードケースを含む。）
- (2) 服飾品（帽子及び上着）
- (3) その他運営上必要が生じた識別用品

3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、IDカードのみの配付とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督
- (8) 視察員、報道員
- (9) 大会関係者
- (10) その他町実行委員会が必要と認める者

4 着用

配付対象者は、原則として実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、従事する競技役員等の識別を図ることができるものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関し必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における識別用品についても、必要に応じてこの要項を準用する。

【第1回競技式典専門委員会 協議事項(1)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町競技運営基本計画

1 目的

第81回国民スポーツ大会において、本町で開催される競技会については、県、競技団体、関係機関及び関係団体等との連携を強化し、円滑で効率的な運営を行う。

2 内容

(1) 競技会の運営

競技会の運営については、県、競技団体、関係機関及び関係団体等と緊密に連携を図り、広範多岐にわたる業務を円滑に運営できる体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県、競技団体等と協議のうえ、適正な配置を行う。

(3) 競技会場及び練習会場の確保・整備

競技会場及び練習会場の確保・整備については、県、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

(4) 競技用具の整備

競技用具の整備については、県、競技団体及び施設管理者等の協議のうえ、可能な限り現有物の有効活用に努めながら、計画的かつ効率的に行う。

(5) 競技記録

競技記録の収集及び速報については、県、競技団体及び関係機関等と連携を図りながら、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

(6) リハーサル大会

リハーサル大会の開催については、競技会運営能力の向上を図るとともに、大会開催の気運醸成を図るため、県、競技団体及び関係機関等と協力して行う。

【第1回競技式典専門委員会 協議事項(2)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町施設整備基本計画

1 目的

第81回国民スポーツ大会において、本町で開催される競技会の施設整備については、既存施設の有効活用を図るとともに、競技運営に支障のないよう整備を行う。

2 内容

(1) 競技施設の整備

競技施設の整備については、国民スポーツ大会開催基準要項の施設基準を尊重し、適切な競技運営に資するとともに、大会後のスポーツ振興、安全で快適な利用を視野に入れた整備を行う。

(2) 練習会場の整備

練習会場の整備については、県、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、既存施設の適切な整備・活用を行う。

(3) 臨時仮設物の整備

競技に係る施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体及び施設管理者等と協議のうえ、整備する。

(4) 仮設給排水施設の整備

仮設トイレ等を整備する場合、仮設給排水施設が必要と認められるときは、施設管理者等と協議のうえ、整備する。

(5) 臨時駐車場の整備

競技会場の周辺に、大会参加者等の駐車場確保のため、必要に応じて臨時駐車場を整備する。

【第1回競技式典専門委員会 協議事項(3)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町式典基本計画

1 目的

第81回国民スポーツ大会において、本町で開催される競技会に係る式典については、簡素な装飾・演出に努めることを基本とし、競技運営上の観点から、県、競技団体等と協議・協力して実施する。

2 内容

(1) 開始式

開始式は、実施する場合にあつては、県、競技団体等と協議・協力のうえ、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

(2) 表彰式

表彰式は、実施する場合にあつては、県、競技団体等と協議・協力のうえ、競技会終了にふさわしいものとする。

(3) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を基本とする。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町リハーサル大会開催基本計画

1 目的

第81回国民スポーツ大会において、リハーサル大会の開催に当たっては、県、競技団体、関係機関、関係団体等と連携し、競技会運営能力の向上を図るとともに、町民の大会に関する関心を高め、おもてなしの心で迎える機運の醸成につなげる。

2 リハーサル大会の選定

リハーサル大会は、県および競技団体との協議により選定する。

3 リハーサル大会の運営

リハーサル大会の運営は、原則として大会に準じて実施するものとし、目的や実情に応じて必要最小限の経費で、創意工夫を凝らした質の高い効率的な大会運営に努める。

4 内容

(1) 実施本部の設置

リハーサル大会の運営が円滑に進むよう、大会実施本部を設置する。

(2) 競技運営

ア 競技運営の主管は、競技団体とし、合理的かつ効率的な運営に務める。

イ 競技記録の収集および速報については、迅速かつ正確に処理できる体制作りを行う。

(3) 施設

リハーサル大会で使用する施設は、本大会で使用する会場を充てることを原則とし、できる限り本大会と同じ条件により行う。

(4) 競技物品

大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不足する場合は借用での対応を基本とする。物品を新たに購入する場合は、必要最小限とする。

(5) 式典

開・閉会式および表彰式は、競技団体等と協議の上、必要に応じて競技運営に支障のないよう実施する。

(6) 広報・町民協働

大会に対する町民の関心や理解を深め、町民総参加の機運醸成を図るため、各種広報活動や町民運動を展開する。

(7) 歓迎・おもてなし

リハーサル大会参加者や一般観覧者等を温かく迎えるため、必要に応じて、競技、宿泊、交通、観光、物産等の情報発信や提供、歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

(8) 宿泊

リハーサル大会参加者が開催期間中、十分な活躍ができるよう、関係機関等の協力を得て、快適な宿泊環境の提供に努める。

(9) 医事・衛生

リハーサル大会参加者および一般観覧者の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えとともに清潔で快適な環境整備に努める。

(10) 輸送・交通

リハーサル大会参加者等の輸送については、既存の公共交通機関を利用するが、公共交通機関の状況や競技の特殊性等を勘案し、必要に応じて輸送交通を行う。

(11) 警備・消防防災

競技会場や大会関係施設における治安の確保や非常時における緊急対策を講じるため、警察、消防およびその他関係機関と連携し、迅速に対応できるように努める。

【第2回競技式典専門委員会 協議事項(2)】

日本のひなた宮崎国スポ高原町式典実施要項

1 目的

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ」における高原町開催競技会の式典実施について、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町式典基本計画」に基づき、必要な事項を定める。

2 方針

式典は、競技会への参加意欲を高めるとともに、選手の健闘を心から称え、多くの方が喜びと感動を分かち合えるものとする。内容については、選手のコンディション及び競技運営に配慮し、簡素化に努める。

3 式典運営

開始式・表彰式の内容は、概ね次のとおりとする。ただし、内容及び所要時間については、選手のコンディション等の配慮に努め、競技団体との協議の上決定するものとする。また、開始式は監督会議等に組み入れることができるものとする。

(1) 開始式

- ア 開式通告
- イ 競技会開始宣言
- ウ 国旗掲揚（儀礼）
- エ 大会旗・実施競技団体旗・
県旗・町旗掲揚（儀礼）
- オ 大会会長トロフィー返還
- カ 開式のあいさつ
- キ 歓迎のことば
- ク 閉式通告

(2) 表彰式

- ア 開式通告
- イ 成績発表
- ウ 表彰状授与
- エ 大会会長トロフィー授与
- オ 閉会のあいさつ
- カ 歓送のことば
- キ 国旗降納（儀礼）
- ク 大会旗・実施競技団体旗・
県旗・町旗降納（儀礼）
- コ 閉式通告

4 式典音楽

式典音楽は、原則としてCD等を使用する。

5 その他

(1) この要項に定めるもののほか、式典の実施に必要な事項は、実行委員会、競技団体等が別途協議のうえ、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における式典運営についても、この要項を準用する。

【第1回宿泊衛生専門委員会 協議事項(1)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町宿泊基本計画

1 目的

第81回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、安全で快適な宿泊環境を整え、るとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

2 内容

(1) 宿舎

ア 大会参加者の宿舎は、原則として町内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）とする。

イ 町内の旅館等だけで大会参加者の収容が困難な場合は、県、関係機関及び関係団体等と協議のうえ、近隣市町の旅館等を利用する。

ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

(2) 配宿

ア 選手、監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意する。

イ 選手及び監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別等を考慮する。

ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手及び監督とは別の宿舎とする。

エ 大会参加者を近隣市町の宿舎に配宿する場合は、県と協議する。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議され、公益財団法人日本スポーツ協会において決定されたものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスとともに、地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものを考慮する。

【第1回宿泊衛生専門委員会 協議事項(2)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町医事衛生基本計画

1 目的

第81回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事衛生については、関係機関の協力を得て医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

2 内容

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生時に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を防止するため、関係機関等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する意識の向上を図る。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生を予防するため、関係機関等の協力を得て、大会期間中に提供する飲食物の安全対策に努めるとともに、食品衛生に関する意識の向上を図る。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関等の協力を得て、環境衛生に関する意識の向上を図るとともに、広く市民の協力を得て、競技会場、宿舍等における環境衛生の取組を推進する。

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(1)】

日本のひなた宮崎国スポ高原町医療救護対策要項

1 目的

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「国スポ」という。）における医療救護の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、競技団体と協議のうえ必要に応じて、医師、看護師、保健師、競技会係員等を配置する。

(3) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）、担架等を配備する。

4 医療救護体制

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて救急自動車の出動依頼を行い、医療機関に移送する。

(2) 宿舎における医療救護

国スポ参加者等が、宿舎において発病若しくは負傷した場合には、宿舎の管理者は速やかに医療機関と連絡を取り、その指示を受けるとともに町実行委員会へ連絡する。

(3) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

(4) 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は受診者の負担とする。

5 関係機関への協力要請

町実行委員会は、医療機関及び消防署等に対し、傷病者の受入及び搬送の医療救護対策への協力、又は競技会場等への巡回等を要請する。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における医療救護の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(2)】

日本のひなた宮崎国スポ高原町感染症（防疫）対策要項

1 目的

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「国スポ」という。）における感染症（防疫）対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て感染症（防疫）対策を実施する。

3 感染症（防疫）対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、町民及び国スポ参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いはじめとする感染症対策等、予防に向けた取組を奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、高原町での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し国スポ参加者等への情報提供及び注意喚起に努める。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対するその他の措置

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、感染症（防疫）対策について必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における感染症（防疫）対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(3)】

日本のひなた宮崎国スポ高原町食品衛生対策要項

1 目的

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「国スポ」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた国スポ・障スポ高原町実行委員会は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、町民、国スポ参加者等に食品衛生に関する意識の向上及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(2) 食品衛生管理の強化

関係機関及び関係団体等の協力を得て、宿泊施設、弁当調整施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売に対して、食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上を図る。

(3) 健康管理

食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

ア 対象者

- (ア) 大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- (イ) 大会参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者
- (ウ) 競技会場等において食品を提供する売店の従事者
- (エ) その他町実行委員会が必要と認めた者

イ 病原体保有者に対する対策

健康管理または健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な対策を講じる。

(4) 食中毒発生時の対応

国スポ参加者に食中毒患者が発生した場合は、被害拡大を防止するため、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(4)】

日本のひなた宮崎国スポ高原町弁当調製施設募集要領

1 目的

この要領は、日本のひなた宮崎国スポ高原町町開催競技において、大会関係者等の昼食を手配する弁当調製施設の募集を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

昼食弁当の調製、会場への配達

3 応募要件

日本のひなた宮崎国スポ高原町弁当調製施設選定基準を満たすこと。

4 応募方法

次の書類を「8 提出・問い合わせ先」まで郵送または持参により提出すること。

- (1) 誓約書兼承諾書（様式第1号）
- (2) 食品衛生監視票の写し（応募日以前1年以内のもの）
- (3) 営業許可証の写し
- (4) 町税の完納証明書
- (5) 食品賠償保険証の写し

5 募集期間

実行委員会が別途募集期間を設ける。

6 選定方法

提出された誓約書兼承諾書等に基づき審査を行い、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が弁当調製施設を選考する。選考の結果は、応募のあった全事業者あてに文書で通知する。

7 その他

- (1) 各様式は実行委員会のホームページからダウンロードすること。
- (2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが実行委員会の弁当調製業務に限り使用する（食品衛生指導、税の滞納調査のため関係機関にその写しを提供する場合がある。）。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供又は開示しない。
- (4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。
- (5) 数量及び配達場所については、実行委員会の指示によるものとする。

8 提出・問い合わせ先

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会事務局
(高原町国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進室)

TEL : 0984-42-1484 FAX : 0984-42-3969

E-mail : taka-spo@town.takaharu.lg.jp

様式第1号

第81回国民スポーツ大会高原町弁当調製施設
誓約書兼承諾書

- ◆ 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会が行う弁当調達業務に協力します。
- ◆ 誓約書兼承諾書及び添付書類の記載事項については事実と相違ありません。
- ◆ 日本のひなた宮崎国スポ高原町弁当調製施設選考基準の内容を全て満たしていることを誓約します。
- ◆ 高原町暴力団排除条例（平成23年条例第16条）第2条の暴力団及び暴力団員または密接関係者ではありません。
- ◆ 本誓約書兼承諾書を以て選考基準の内容について関係官庁等に調査、照会をすることを承諾します。

年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会

会長 丸山 裕次郎 様

所在地

応募者氏名（法人にあっては名称および代表者氏名）

電話番号

FAX番号

Mail

【添付書類】

- (1) 食品衛生監視票の写し（応募日以前1年以内のもの）
- (2) 営業許可証の写し
- (3) 町税の完納証明書
- (4) 食品賠償保険証の写し

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(5)】

日本のひなた宮崎国スポ高原町弁当調達実施要項

1 目的

この要項は、高原町で開催する「日本のひなた宮崎国スポ」(以下「国スポ」という。)に参加する選手、監督、役員及びその他関係者(以下「大会参加者」という。)に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、関係機関等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 幹旋弁当 選手、監督等に幹旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、幹旋弁当については国スポ開催期間(公式練習日を含む。)とし、支給弁当については大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当調製施設の選定及び取消

- (1) 実行委員会は、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設を選定する。

ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。

イ 弁当調製能力が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。

ウ 競技会の運営に合わせた受注、搬入及び廃棄容器の回収ができること。

エ 実行委員会が定める弁当料金、献立等に対応できること。

- (2) 弁当調製施設の選定に係る具体的な基準については、別に定める。

- (3) 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、選定を取り消すことができる。

ア 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。

イ 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。

ウ 弁当調製業務を無断で第三者に委託したとき。

エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

7 弁当の料金

弁当の料金は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会が定める弁当調達要項等に準じるものとする。

8 弁当の発注及び納品

弁当の発注は、実行委員会が数量をとりまとめ、選定された弁当調製施設に対し発注する。弁当の納品は、実行委員会が選定した弁当調製施設が、各競技会場へ冷蔵車等で配達する。

9 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

10 弁当調達業務の委託

実行委員会は、この要項に定める業務の全部又は一部を委託できるものとする。

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(6)】

日本のひなた宮崎国スポ高原町弁当調製施設選定基準

1 総則

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ弁当調達要項に基づき、日本のひなた宮崎国スポ（以下「国スポ」という。）総合開会式および競技会（県が主催または市町と共催するものに限る）ならびに、日本のひなた宮崎障スポ（以下「障スポ」という。）開・閉会式および競技会における弁当調製施設選定基準を次のとおり定め、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、当該基準を満たす施設の中から、弁当調製施設を選定する。

2 施設の立地条件

食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。なお、弁当調製施設の所在地は各会場までおおむね2時間以内の地域であること。

3 衛生管理体制

- (1) 過去3年間に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) 食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った衛生管理に取り組んでいること。
- (3) 検食は調理済みの食品を食品ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、密封し、 -20°C 以下で2週間以上保存すること。同一内容の食品を1回300食以上または1日750食以上調理する場合は、前記の規定による保存のほかに、当該食品の原材料ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、 -20°C 以下で2週間以上保管すること。
- (4) 調理従事者（食品に直接接触する作業に従事する者。）は、おおむね両大会開催1か月の間に検便を受け、食品により媒介される可能性のある病原体（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等）の感染の有無を確認すること。なお、検査項目については、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌については必須とし、必要に応じてノロウイルスの検便検査を行うこと。
- (5) 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に参加していること、もしくは国スポ・障スポ開催期間中参加できること。

4 弁当調製能力

- (1) 調製能力が、1日当たり100食以上であること。
- (2) 第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。

- (3) 申出のあった提供可能数が、調製施設の規模、従業員数に見合ったものであること。

5 対応能力

- (1) 実行委員会が定める弁当料金による調製が可能であること。
- (2) 実行委員会が指定する容器、包装紙等を使用できること。
- (3) 実行委員会が定める食材および献立内容で調製できること。
- (4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
- ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組み換え、原料米の産地等の表示を含む。）
 - ウ 食品添加物
 - エ 消費期限（時刻まで表示）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他実行委員会が指定する表示
- (5) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭きおよび持ち運び用の袋を提供できること。
- (6) 弁当の内容について、お品書き等の添付が可能であること。
- (7) 通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を搬入できること。
- (8) 実行委員会が指定する時刻・場所に適切な温度管理（10℃以下）ができる冷蔵車等を利用して、衛生的な運搬ができること。また、配布終了まで会場内に待機し、同様に適切な温度管理（10℃以下）、衛生管理を行えること。
- (9) 開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入、回収ができること。
- (10) 荒天等により、開・閉会式、競技会等が変更または開催中止となった場合に、弁当の調製および納入について、実行委員会の指示に基づく対応ができること。

【第2回宿泊衛生専門委員会 協議事項(7)】

日本のひなた宮崎国スポ高原町環境衛生対策要項

1 目的

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「国スポ」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関、団体等と連携し、町民、国スポ参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場等の環境美化

関係機関、団体等と連携し、競技会場、練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関、団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舎の衛生対策

関係機関、団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生を保持するよう指導に努める。

(5) 廃棄物の処理

会場等におけるリユース可能な資機材の活用など、廃棄物の発生抑制に努める。また、処理体制に応じた分別収集を徹底し、廃棄物の適正な処理とリサイクルを推進する。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関等と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 衛生害虫等の対策

関係機関、団体及び地域住民等の協力を得て、ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防及び駆除の指導に努め、環境衛生の保全に努める。

(8) 動物の適正管理

関係機関、団体等と連携し、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努め、会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。

(9) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第 28 条第 13 号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に、例外的に喫煙所を設置することができる。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

【第1回輸送交通専門委員会 協議事項(1)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町輸送・交通基本計画

1 目的

第81回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送交通については、交通状況等に十分配慮しながら、交通事業者その他関係機関及び関係団体等との連携を図り、交通の安全かつ効率的な輸送を行う。

2 内容

(1) 輸送対策

ア 輸送原則

輸送に当たっては、原則として公共交通機関の利用を促進し、料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、計画輸送を行う。また、必要に応じて指定集合地を設ける。

(2) 交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署及びその他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両及び一般観覧者車両の安全確保を図り、目的地に円滑に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員の配置や臨時駐車場の確保を検討するとともに、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用については、運営上必要と認められるものに限
定し、円滑な駐車場誘導のため、あらかじめ許可証等の交付等必要な措置を講じる。

(4) 環境への配慮

大会期間中における環境負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機
関等の積極的な利用と自家用車の利用自粛を推進する。

【第1回輸送交通専門委員会 協議事項(2)】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町警備・消防防災基本計画

1 目的

第81回国民スポーツ大会における警備・消防防災対策については、関係機関及び関係団体等との緊密な連携のもと、安全安心かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期するため、警備・消防防災体制の確立を図る。

2 内容

(1) 警備対策

競技会場、練習会場等（以下「競技会場等」という。）における雑踏事故その他の事故及び事件の防止を重点とした警備に関する諸施策を講じる。

(2) 消防防災対策

競技会場等の火災その他の災害の予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急救助に関する諸対策を講じる。

(3) 関係機関との連絡調整

警備・消防防災対策の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、連絡体制を確立する。

【第2回輸送交通専門委員会 協議事項(1)】

日本のひなた宮崎国スポ高原町警備・消防防災実施要項

1 目的

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町警備・消防防災基本計画」に基づき、高原町で開催する「日本のひなた宮崎国スポ」(以下「国スポ」という。)における警備・消防防災業務の実施について、安全かつ円滑な運営が行われるよう万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施期間

警備業務及び消防防災業務の実施期間は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会(以下「実行委員会」という。)が必要と認める国スポ開催前及び国スポ開催期間中とする。

3 実施場所

警備業務及び消防防災業務の実施場所は、競技会場、練習会場、駐車場等(以下「競技会場等」という。)とする。

4 実施体制

(1) 国スポ開催前

実行委員会は、関係機関及び関係団体等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 国スポ開催期間中

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実施本部内の各競技会場部に警備業務及び消防防災業務の担当を配置し、競技会場等の警備業務及び消防防災業務を実施する。

5 警備業務

(1) 基本的事項

競技会場等の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 国スポ開催前

- (ア) 競技会場等における警備体制の確立に関する事。
- (イ) 実地踏査の実施に関する事。
- (ウ) 通信体制の確立に関する事。
- (エ) 施設・構造物の安全対策の推進に関する事。
- (オ) 警備員等の確保と事前教育及び訓練に関する事。
- (カ) 関係機関及び関係団体等との連絡協力体制の確立に関する事。

(キ) その他必要な警備業務に関する事。

イ 国スポ開催期間中

(ア) 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関する事。

(イ) 競技会場等及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関する事。

(ウ) 選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の競技会場等での誘導及び混雑防止の措置に関する事。

(エ) 競技会場等及び周辺における犯罪の予防に関する事。

(オ) 競技会場等における避難通路の確保に関する事。

(カ) 迷子及び遺失物等への対応に関する事。

(キ) 入退場者管理に関する事。

(ク) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。

(ケ) 競技会場等への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。

(コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。

(サ) 通信手段の確保、運用に関する事。

(シ) その他必要な警備業務に関する事。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案に係る対策については、関係機関及び関係団体等と連携を図り実施する。

6 消防防災業務

(1) 基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等及び宿泊施設の消防防災に取り組む。

イ 高原町地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 国スポ開催前

(ア) 競技会場等における消防防災体制の確立に関する事。

(イ) 競技会場等における消防用設備及び水利等の点検整備に関する事。

(ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関する事。

(エ) 防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関する事。

(オ) 競技会場等での避難訓練に関する事。

(カ) 競技会場等及び宿泊施設の予防査察に関する事。

(キ) その他必要な消防防災業務に関する事。

イ 国スポ開催期間中

(ア) 競技会場等における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。

(イ) 競技会場等の救急救助に関すること。

(ウ) 競技会場等における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。

(エ) その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、宿泊市町及び関係機関及び関係団体等と調整し実施する。

(4) 大規模災害に係る対策

大規模災害に係る対策については、関係機関及び関係団体等と連携を図り実施する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における警備・消防防災業務の実施についても、必要に応じてこの要項に準じて実施する。

【第2回輸送交通専門委員会 協議事項(2)】

日本のひなた宮崎国スポ高原町輸送・交通業務実施要項

1 目的

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町輸送・交通基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「国スポ」という。）における輸送交通業務の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と連携を図るとともに、関係機関及び関係団体等の協力を得て、安全かつ円滑な輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

- ア 選手、監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他、実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技会の運営に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。

4 輸送交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

実行委員会は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関及び関係団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関及び関係団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

実行委員会は、必要に応じて、鉄道駅に設置した案内所において、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

実行委員会は、広域配宿によって高原町以外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手、監督、競技役員等の輸送を実施する。

カ バス・タクシー乗降場の設置及び係員の配置

実行委員会は、輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて係員を配置する。

ク 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

実行委員会は、県実行委員会と協議のうえ、選手、監督、役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄り駅等から1箇所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、実行委員会は、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

実行委員会は、必要と認められる場合には、関係機関及び関係団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更、停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要台数を実行委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

実行委員会は国スポ期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

実行委員会は各競技会の円滑な運営に万全を期するため、小林警察署等の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

実行委員会は輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

実行委員会は輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

実行委員会は交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、小林警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場等、周辺の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保及び開設

実行委員会は、輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得て、競技会場及び練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な処置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

実行委員会は、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

実行委員会は、利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

実行委員会は、国スポ期間中の交通混雑緩和及び環境負荷軽減のため、輸送対象者に対し公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、渋滞の原因となる路上駐車の防止の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

実行委員会は、国スポ関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修等、必要な保全対策及び国スポ期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

【参考資料】

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会（日本のひなた宮崎国スポ）及び第26回全国障害者スポーツ大会（日本のひなた宮崎障スポ）において、高原町で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備の経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱及び任命する。

- (1) 関係競技団体及びその他の関係機関、関係団体を代表する者
- (2) 高原町議会を代表する者
- (3) その他会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、高原町長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与（以下、「顧問等」という。）を置くことができる。

2 顧問等は、会長が委嘱する。

3 顧問等は、会長が重要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行うことができる。

4 前条の規定は、顧問等の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理者に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問等に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、必要と認める場合に設置するものとし、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、総会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、会長が別に定める。
- 4 専門委員の任期等については、第8条の規定を準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第13条 会長は総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを総会において報告するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
- (予算及び決算)
- 第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、高原町に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年12月17日から施行する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規定は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会会則第12条第3項の規定に基づき、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 専門委員会の名称並びに日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年5月28日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 事業計画及び企画運営に関する こと 2 財務に関すること 3 広報に関すること 4 町民活動に関すること 5 歓迎及びおもてなしに関する こと 6 観光に関すること 7 他の専門委員会に属さない事項 に関すること	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること
競技式典専門委員会	1 競技に関すること 2 式典に関すること 3 施設に関すること	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること 2 医事救護及び衛生（宿泊・環 境・食品）に関すること	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること 2 警備及び消防防災に関すること	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること